



新津商工会議所

No.329-1 2013年11月19日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

～銀行を味方につける経営者セミナー～
金融円滑化法終了後の銀行との付き合い方

決算書の作り方や銀行との付き合い方、資金繰りを有利にする方法など中小企業の経営者の方々が本当にお困りの事柄について親身に分かりやすく解説致します！



日時：12月10日(火) 13:30～15:30

講師：税理士 黒川 明 氏

会場：新津商工会議所 3Fホール

受講料：会員：無料 非会員：1,000円

定員：20名

内容

- ・銀行付き合いが重要な理由
- ・融資申込時に重要な三大要素
- ・自分の会社はいくらまで借りられるか
- ・どの金融機関に申し込むべきか 等

申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)

～ワンポイント知識～


老齢基礎年金額の変遷について

昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、老齢基礎年金額は次のような変遷をしてきました。

改正年	年金額(年)	設定の考え方
昭和60年	600,000円	65歳以上の単身無業者の基礎的消費支出等を勘案して設定。
平成元年	666,000円	65歳以上の単身無業者の基礎的消費支出等を勘案して改定。
平成6年	780,000円	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たりの基礎的消費支出の伸びを総合的に勘案して改定。
平成12年	804,200円	消費者物価上昇率を勘案して改定。
平成16年	(本来水準) 780,900円 (物価スライド特例水準) 794,500円 <こちらを採用>	消費者物価上昇率を勘案して改定。 消費者物価上昇率を勘案して改定するが平成11年～13年の消費者物価の下落分(1.7%)を据え置いたもの。
平成25年 10月～	(本来水準) 766,800円 (物価スライド特例水準) 778,500円 <こちらを採用>	消費者物価上昇率、賃金変動率を勘案して改定。 平成17年～24年の消費者物価の下落分賃金変動率を勘案して据え置きも含め改定。

バックアップはとても重要です！

Q. パソコンが壊れたときのためにバックアップをとりたいのですが、どういう方法がありますか？

A.  ひとくちにバックアップと言っても、ファイルやフォルダー単位、又はシステム全体の状態をバックアップする方法があります。バックアップ先はパソコン本体ではなく、外付けハードディスク、ネットワークドライブ、USBメモリ、DVDなどがお勧めです。また、東日本大震災以降、BCP(事業継続計画)のひとつとして、大災害に備えて遠隔地へデータをバックアップする手法も増えてきました。商工会議所会員向けとして「CCIBackup(遠隔地バックアップサービス)」も用意しています。(30日間無料で試用ができます。)興味のある方は、HPへアクセスしてお試し下さい。

「CCIBackup」 <http://www.ccibackup.jp/>

(尚ファースト事務機器ファースト通信より一部を引用)



当所では2台の外付けハードディスクへ毎日バックアップしています。とりわけ重要なデータはCCIBackupを使って遠隔地へバックアップしています。過去、DISKが突然壊れた時もありましたが、バックアップに助けられました。バックアップは面倒なことではありません。「転ばぬ先の杖」...とても大切です！

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

日時：1月15日(水)・16日(木)

9:00～12:00 / 13:00～16:00

会場：新津商工会議所 3Fホール

対象：新津地域で個人事業を営む方

持ち物：年末調整の書類一式(税務署より郵送)



平成25年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の所得控除証明書
国民健康保険料払込金額の確認
控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
税理士関与の方はご遠慮ください。

～備えよう、社員の万が一に。労働保険～
雇うことは加入すること

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており労働者はもとより事業主のためにも欠くことの出来ない制度です。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：新潟労働局労働保険徴収課(TEL:025-288-3502)

お近くの労働基準監督署・ハローワークまで





新津商工会議所

No.329-2 2013年11月19日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.45%~
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.35%

セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・ 申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・ 見積書 (設備資金をお申込の場合)	・ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・ 最近2期分の確定申告書・決算書 ・ 最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・ 見積書(設備資金をお申込の場合)

申込み先

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付 (無担保・無 保証融資)	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.60%
---------------------------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区：遠山、東部地区：近藤、南部地区：蠅野、西部地区：桐生)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽に相談下さい。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

12月 3日(火)・1月 7日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

12月10日(火)・1月14日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



~ 消費税転嫁対策窓口相談等事業 ~

消費税増税対策セミナーのご案内

	日 時 ・ テ ー マ ・ 講 師
第2回 テーマ 講 師	12/11(水) 13:30~15:30 「消費税転嫁対策特別措置法を知る」 中小企業診断士 田中 聡子 氏
第3回 テーマ 講 師	1/20(月) 13:30~15:30 事例から学ぶ! 「消費税転嫁対策」 中小企業診断士 田中 聡子 氏
第4回 テーマ 講 師	2/ 6(木) 19:00~21:00 「最新ITツールを活用して潜在顧客を掘り起こす!」 イーンスパイア(株) 代表取締役 横田 秀珠 氏

会 場 : 新津商工会議所 3F

受講料 : 無料

申込先 : 新津商工会議所(TEL:22-0121)

消費税の届出お忘れなく!!

消費税課税事業者届出書(事由が生じた場合速やかに)

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、納税地の税務署に提出が必要です。

平成26年1月1日以降に開始する事業年度については基準期間(平成24年)における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(個人事業者の場合は平成25年の1月1日~6月30日までの期間、法人の場合は原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税期間においては課税事業者になります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも出来ます。消費税簡易課税制度選択届出書(適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)

その課税期間における課税売上高が5,000万円以下の事業所で、簡易課税制度を選択する場合は納税地の税務署に提出が必要です。

消費税簡易課税制度選択不適用届出書(適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで)

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合には納税地の税務署に提出が必要です。

その他各種届出書がありますので年内に届出が必要なものはお忘れなく!!

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。パンフレット、届出書もダウンロードできます。